

時は熟練工の月入五至一分、九十弱の收入を得即ち一ヶ月十円八十弱乃至二十七円の收入
ある事より生活上の補助をうけ、勤労の尊びを婦女子よ知らぬ一家和合の道である。

然れど其の一方副業を被る家庭又於て喜ばざるは何故乎か、或に力乏死すと稱する一方、争議中又於て生活上の補助をうけ、勤労の尊びを婦女子よ知らぬ一家和合の事より多かり一は何故乎か。

争議団は於て此頃生活困難たる者、米幾何升を給與せと聞く。實際一職工の妻、夫を貰ひ且行けるが、亭主は日給幾何百取り居るやと間へて以て、日給或円何が一日正取も旨を答へたるが、争議団曰く、日給一百五十束の者すら大概賃金百而居る、或円が取り食へぬとは何事だ、と遂に給與せざりし由ナリ。以て其一般を知る所止矣。

此争議中又於ては郵便賃金及賃屋業の状況を示せ本丸の如一。

舞 便 賃 金

生産賃金支入 摘要 調(大正十三年四月五月六月分)					
月次	回数	金額	月次	回数	金額
4月	11,172	1,977	6月	6,610	4月
5月	11,215	1,652	7月	5,972	5月
6月	11,211	1,652	8月	4,633	6月

右ノ表は全部職工と裸一難キ、其大部は職工の賃金なり、生産入松底を見るに五月又於て松底は度入生比一八千三百三円五十二銭ニ厘の超過を來す。生活困難を依り引出一と断言不得下。何と生水田工場休業は五月三十三日より停止して、焼了二十三日並の賃金不普通勘定(一勘定月二回間)の其支用額は二日を欠くの子供りしも、五月三十一日之定期支拂い一般職工の賃銀を支拂へるを以て、夫並上は何等他の月と異るも非らず。然も此相異生水田たるは争議勃發休業と同時、因島外す、或は故郷立ち去りし職工數からか、生水田立之等職工引去一も下りて、五月又於て松底の超過を來す至り百十のと信す。